

那須烏山市 (栃木県)

(2005年10月1日現在)

1. 新市の基礎情報

合併の期日：2005年10月1日	合併の方式： <input checked="" type="checkbox"/> 新設・編入	
市となるべき要件の特例の適用： <input checked="" type="checkbox"/> 有 (人口要件・市の全域を含む新設合併)・無		
人口 ⁽¹⁾ ：32,790人 (高齢化率 ⁽²⁾ 23.6%)	面積 ⁽³⁾ ：174.42k m ²	
議員数 ⁽⁴⁾ ：35人 (法定上限30人)	一般職員数 ⁽⁵⁾ ：307人	
財政力指数 ⁽⁶⁾ ：未算出	経常収支比率 ⁽⁷⁾ ：未算出	
2004年度歳入予算額 ⁽⁸⁾ ：10,355,000千円		
うち、地方税2,543,837千円、地方交付税3,430,000千円		
合併特例債発行予定額8,409百万円／同限度額10,678百万円		
産業構造 ⁽⁹⁾ ：第一次産業12.8%、第二次産業41.2%、第三次産業46.1%		

(出典) (1)(2)(9)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併時の数。 (5)：2005年度「地方公共団体定員管理調査」。 (8)：2004年度当初予算額。

2. 合併関係市町村の基礎情報

関係市町村	人口 ⁽¹⁾	高齢化率 ⁽²⁾	面積 ⁽³⁾	議員数 ⁽⁴⁾	一般職員数 ⁽⁵⁾	財政力指数 ⁽⁶⁾	経常収支比率 ⁽⁷⁾
旧南那須町	13,382人	21.8%	81.56k m ²	17人	127人	0.44	90.1%
旧烏山町	19,408人	24.9%	92.86k m ²	18人	165人	0.45	85.0%

(出典) (1)(2)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併直前の定数。 (5)(6)(7)：2003年度「市町村別決算状況調」。

3. 合併の特徴

(1) 合併の理由・目的<④少子高齢化、⑤財政状況、⑥行政改革>
<p>老年人口比率の上昇や、課税客体の減少に伴う、厳しい財政状況からの脱却。また、合併に伴う行政改革の推進を図り、足腰の強い自治体の確立を目指すため。</p>
(2) 合併のプロセスで重視したこと<①関係市町村間の合意、②住民の理解、⑧事務事業の調整>
<p><最も重視したことの具体的な内容></p> <p>広域4町合併破綻後において、次善の策としての2町合併が住民に理解されるかどうか焦点であった。また、負担は低く、サービスは高くを念頭において、事務事業調整を行った経緯あり。</p>
(3) 中心となって合併を推進した人物・団体等<①首長、②議会・議員>
<p><合併推進の具体的な活動></p> <p>合併協定項目中、調整困難案件に関しては、協議会設立前より調整会議を開催の上、本合併協議が円滑に進行できるよう事前調整を行った。</p>

4. 合併協議

(1) 今回の合併以前における合併協議の経緯	
該当なし。	
(2) 合併関係市町村以外の市町村との合併協議	
『那須烏山市』は、南那須町及び烏山町（以下「2町」という。）の合併であるが、2003年度より広域圏を形成している馬頭町、小川町を含めた合併研究会、法定合併協議会を立ち上げ、合併協議を進めてきたが、調整不調により、2004年10月に4町合併協議会の廃止となった。（2町の合併協議会は2004年11月に設立。2005年10月1日合併）	
(3) 合併関係市町村の従前のつながり	
②郡の構成市町村の一部、④一部事務組合（複合的一部事務組合を含む）の構成市町村の一部、⑪生活圏が一致	
(4) 合併の端緒	
2002年11月、合併しなかった小規模市町村には権限を大幅に縮小するなどの強制措置を講ずることにより、さらに合併を推進すべきである、という西尾勝・地方制度調査会副会長（国際基督教大学教授）の私案が発表された頃。	
(5) 任意の合併協議会（設置していない）	
構成メンバー	
運営上の工夫	
(6) 法定協議会（設置期間：2004年11月1日～2005年9月30日）	
住民発議等	有（直接請求・住民発議）・ <input type="checkbox"/> 無
構成メンバー	首長、助役各1名、議員各3名、住民各7名、都道府県職員（栃木県総務部市町村課主幹） 計25名
運営上の工夫	協議の決定方法は全会一致を基本とし、合併協議会は原則公開とした。協議内容については、2町広報紙等を通じ、情報提供を行った。
(7) 基本5項目（①方式、②期日、③名称、④事務所の位置、⑤財産）	
＜協議を行ううえでの工夫＞	
③は、第1回目上程、①、②、④及び⑤に関しては、第2回目に上程・合意、協議会開催前より、協議会委員に対し事前勉強会を開催し、共通認識統一を図った。	
＜協議開始および決定の時期＞	
	(①方式) (②期日) (③名称) (④位置) (⑤財産)
協議開始：	04年11月 04年11月 04年11月 04年11月 04年11月
合意：	04年11月 04年11月 05年1月 04年11月 04年11月
＜決定に至るまでに最も難航した項目と解決策＞	
時間のない中、合併関係2町内の住民に絞り込んでの応募をし、合意に至るまで2ヶ月間で決定をした。	
＜基本項目①「合併の方式」の決定理由＞	
新設合併を前提としなければ、住民及び議会からの合意形成が得られなかった。	

<基本項目②「合併の期日」の決定理由> 2005年10月1日合併				
事務事業の一元化の推移を見定めながら、広域4町合併時の設定日を踏襲した形となった。				
<基本項目③「新市の名称」の決定手続き・理由> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> ・無				
決定手続：合併協議会で決定した。 選定理由：新市名称小委員会を設置し、公募の中から同小委員会における推薦作品(1作品)を上程。2町の「那須」と「烏山」を合わせた名称でもあり、全国的にも知名度が高いという理由により決定に至った。				
<基本項目④「新事務所の位置」とその決定理由・工夫した点> 既存施設 <input checked="" type="checkbox"/> ・新規建設				
新市の財政状況を勘案することを最優先とし、既存施設の有効活用という面から、旧烏山町庁舎を本庁として位置づけをした。将来的には、行財政効率化の観点より、本庁舎の建設の是非を含めた取扱いは新市に委ねることとした。 (新事務所以外の関係市町村の旧庁舎の取り扱い) 旧南那須町庁舎は分庁舎とした。				
<基本項目⑤「財産の取扱い」> (新市に引き継がなかった、または引き継ぐかどうか問題となった財産) 正負ともになし。				
(8) 新市建設計画				
計画の期間：10ヵ年 理由 国からの財政支援措置が、合併後おおむね10ヵ年であったこと。さらには、県からの助言もあった。				
<策定に当たっての工夫> 県への合併申請までが短期間であったことより、広域4町合併推進時の財産(基礎資料等)を有効的に利活用した。				
<関係市町村間での調整が難航した項目> 特になし。				
<新市建設計画の特徴または合併の理由・目的を達成するための工夫> 活力とやすらぎの交流文化都市『那須烏山市』を目指すため、「健全な行財政基盤の確立による、自律したまちづくり」、「真の住民自治の確立による、住民が主役のまちづくり」を基本理念として掲げた。				
<新市建設計画と関係市町村の基本構想、総合計画(基本計画・実施計画等)の内容> 参考程度にとどめ、具体的には盛り込んでいない。				
単位：百万円 ()は%	合併前 (2003年度) ⁽¹⁾	財政計画		
		2005年度	2009年度	2014年度
歳入合計	10,939	11,954	10,326	10,125
地方税	2,721(24.9)	2,791(23.3)	2,899(28.1)	3,031(29.9)
地方交付税	3,813(34.9)	4,087(34.2)	3,419(33.1)	3,553(35.1)
歳出合計	10,461	11,449	10,326	9,662
人件費	2,745(26.2)	2,678(23.4)	2,420(23.4)	2,117(21.9)
(参考：一般職員数)	(292人)	(307人)	(277人)	(247人)
公債費	1,469(14.0)	1,411(12.3)	1,442(14.0)	1,309(13.5)
普通建設事業費	1,399(13.4)	1,000(8.7)	1,650(16.0)	1,500(15.5)

(1)2003年度「市町村別決算状況調」の積み上げ

(9) 都市計画区域・用途地域の新たな設定・変更等	
新たな設定・変更等を行っていない。旧 2 町において、それぞれ都市計画区域を設定しており、現在、那須烏山市としての「都市計画マスタープラン」を策定準備中である。	
(10) 住民への情報提供等（ただし、協議会事務局としての実績）	
<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌等の配布（全 4 号。配布方法：自治会を通じて全戸配布） ・住民説明会の開催（延べ 18 回開催、延べ 547 人参加）（旧 2 町実績） ・HP の開設（合併協議会での開設はしていない。2 町の HP に依存） 	
(11) 住民の意向を問う住民投票・調査等の実施	
<p>(名 称)：市町村合併に関する住民アンケート</p> <p>(時 期)：2004 年 10/1～10/12(南那須町)、10/1～10/10(烏山町)</p> <p>(対象者)：南那須町及び烏山町の全世帯</p> <p>(方 法)：自治会を通じて配布・回収</p> <p>(結 果)：【南那須町】回収率 73.5% 賛成 61.2% 反対 16.8% どちらでもない 20.9%</p> <p> 【烏山町】 回収率 64.3% 賛成 68.1% 反対 11.4% どちらでもない 19.0%</p>	
(12) 都道府県からの支援	
財政支援：栃木県市町村合併推進支援補助金 3,580 千円。	
(13) 外部コンサルタントへの委託： <input checked="" type="checkbox"/> 有・無	
委託費	1,840 千円
委託内容	「新市建設計画」策定支援業務委託 1,840 千円。

5. 合併の内容

(1) 議員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> 有（定数特例（定数 人）・ <input checked="" type="checkbox"/> 在任特例（在任期間 7 ヶ月）・無
その理由	首長と議員が同時に失職し、同時選挙とした場合、両者が一時期不在同様となり、合併当初の重要な時期に行政が混乱しやすい等の事由により。
(2) 農業委員会の委員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> 有（2006 年 5 月 21 日まで特例措置を適用）・無
その理由	南那須町任期（2006.5.21）、烏山町任期（2008.7.19 [協議会審議中は 2005.7.19]）とそれぞれ違いはあったが、合併期日（2005.10.1）より直近の任期を満了日とする在任特例を採用した。
(3) 三役	
旧南那須町	町長は新市の市長選に当選し、新市の市長、助役、収入役は退職。
旧烏山町	町長は新市の市長職務執行者、助役、収入役は退職。
(4) 一般職	
定員管理	<p><定数の削減>新市において定員適正化計画を策定する。具体的数値目標は提示しなかった。</p> <p><新規採用の抑制>2014 年までに定年退職者が 128 名想定され、採用者数に関しては、当該退職者数の 2 分の 1 以内の採用とする。</p>
給与の調整	<給与の再調整・再計算>2008 年までに 2 町間の格差を調整。
役職の調整	課制から部制を採用し、新規に部長職をおいた。その他の役職に関しては、南那須町及び烏山町の職名を基本的に継承した。

(5) 組織・機構の整備方法		
合併と同時に、部・課とも完全に統合		
(6) 関係市町村の従前の支所・出張所の整備方法		
2町とも従前に支所・出張所はなし。		
(7) 地域審議会等		
設置の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	
その理由	協議会においては、合併特例法（1965年法律第6号）第5条の4に規定する地域審議会は設置しないとの結論に至ったが、新市において地自治法上の協議会的な機関の設置の是非を含めて、新市に委ねるとの意見に達したため。	
(8) 市町村税のうち、税率の調整を要した税目とその調整方法		
入湯税	旧南那須町：1泊 130円 日帰り 50円 旧烏山町：1日につき 150円	1泊 130円 日帰り 50円
(9) 上下水道使用料（調整方針：2006年4月から統一する）		
上水道料金	収支を勘案し、2町の平均をとる調整方法となった。ただし、一部低い方に合わせる。	
下水道料金	南那須町の例により、基本料金は高い方に、超過料金は低い方に合わせる。	
(10) 上下水道以外の使用料等（調整方針：使用料等については、現行を基本とし、合併時までに調整に努めるものとする。なお、類似する施設の使用料は、可能な限り均衡を図るものとする。）		
例外措置	住宅使用料、社会体育施設使用料、社会教育施設使用料については、極力、統一を図るよう努めたが、築後経過年数や合併前の使用料設定の経過を考慮し、類似施設間において、極度なる隔たりのある場合において格差是正を行った。その他においては、統一できるものに関しては統一した。	
(11) 国民健康保険事業の調整（調整方針：負担の低い方に合わせる）		
賦課徴収方法	旧南那須町：保険税、4方式 旧烏山町：保険税、4方式	保険税、4方式
所得割	旧南那須町：100分の6.8 旧烏山町：100分の8.0	2006.4より 100分の7.5
資産割	旧南那須町：100分の40.0 旧烏山町：100分の40.0	2006.4より 100分の40.0
均等割	旧南那須町：17,500円 旧烏山町：21,600円	2006.4より 19,000円
平等割	旧南那須町：19,500円 旧烏山町：24,000円	2006.4より 21,500円
(12) 介護保険事業（調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする）		
第1号被保険者の月額基準保険料	旧南那須町：2,975円 旧烏山町：3,430円	合併時は現行のおりとし、新市において、次期介護保険事業計画（2006～2010）の策定の中で調整し、2006から統一する。（回答時点においては未決定）

(13) 電算システムの取扱い（新規システムを構築した）	
整備方法	事務事業一元化作業中、企画部会の下部組織として、電算システム分科会を設置して、新規システムを構築した。
(14) 町・字の名称・区域	
名称・区域の変更	有・無
変更した場合、その内容と理由	南那須町大字〇〇、烏山町大字□□と表記していたが、新市においては、「大字」の文字を冠しないこととした。理由は、削除しても現代における生活に何ら支障がないことから。

6. 合併後の状況

(1) 合併による財政削減効果：2,610 百万円/10 年間	
(2) 基本構想および総合計画の策定	
基本構想	今後策定に取り掛かる予定（2006 年度頃）
総合計画	今後策定に取り掛かる予定（2006 年度頃）
(3) 合併による効果	
<p><②サービスの高度化・多様化></p> <p>専任の組織の設置や専門職員の増強配置等により、既存施策や事業の維持・拡充、新たな施策・事業への取組など、高度で専門的なサービス提供が図られる。</p>	
<p><③重点的な投資による基盤整備の推進></p> <p>市民要望等に基づく必要かつ質の高い公共施設の整備を、合併特例債等の支援制度を活用して重点的に進めることが可能となる。</p>	
<p><⑤行財政の効率化></p> <p>管理部門の統合による経費削減や公共施設・職員の適正配置等、行財政運営の効率化が図られる。</p>	
(4) 合併による問題点と解決策	
<p><①役場が遠くなり不便になる></p> <p>当面の間は、両町の庁舎は従来どおり残ることから庁舎が遠くなることはないが、将来的において新庁舎を建設等する場合には、住民に対し不便とならないよう処置を講ずる方向性を説明。</p>	
<p><②中心部と周辺部の格差が増大する></p> <p>中心部と周辺部の格差が増大することのないように、現存の庁舎(南那須庁舎、烏山庁舎)には最低限の住民対応の出来る窓口業務を残し対処したい旨説明。</p>	
<p><⑥広域化に伴い、サービス水準が低下する></p> <p>広域化となったとしても、その反面、専門性に優れた職員の適正配置が可能となり、今までのサービスを維持することはもちろんであるが、きめ細かなサービスの提供に寄与できる旨説明。</p>	
(5) 残された課題	
<p>次善の策としての 2 町合併であるので、今後の近隣自治体の推移を見極めながら、足腰の強い自治体確立を目指すことが急務とされている。</p> <p>また、合併後に調整するとしていた事務事業のすりあわせが遅延しているのも課題である。(職員給与の格差是正等)</p>	